

第3期久留米市事業継続緊急支援金申請の手引き

2021年9月6日時点版

○概要	2
A 申請手続	
① 申請手続	
② 申請書類	
■ 確定申告書	
・ 中小法人	8
・ 個人事業者（青色申告）	9
・ 個人事業者（白色申告）	10
・ 個人事業者（收受日付印又は受信通知のいずれもない場合）	11
・ 給付金・補助金・助成金等の受領を証明する書類	12
■ 2021年の対象月の売上が確認できる書類	13
■ 市内で事業所等を運営していることが確認できる書類	14
■ 通帳などの振込口座に関する事項が確認できる書類	15
■ 【個人事業者のみ】代表者の本人確認書類	16
■ 【法人のみ】履歴事項全部証明書	17
■ 【飲食店・喫茶店のみ】時短営業要請前の営業時間が確認できるもの	18
■ 【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した方】国民健康保険証	19
■ 【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した方】業務委託契約等収入があることを示す書類	20
■ 【酒類販売等事業者のみ】酒類販売等事業者であることが確認できる書類	22
③ 交付額の算定	
■ 算定に用いる事業収入額	23
■ 交付額の算定例	
・ 中小法人及び個人事業者（青色申告）	24
・ 個人事業者（白色申告など確定申告書で月間収入が確認できない場合）	25
・ 個人事業者（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した場合）	26
・ 給付金、補助金、助成金等を受領している場合	27
B 特例	
(1) 2021年新規開業特例	28
(2) 2019-20年新規開業特例	29
(3) 連結納税特例	30
(4) 罹災特例	31
(5)-1 合併特例・事業承継特例（中小法人）	32
(5)-2 合併特例・事業承継特例（個人事業者）	33
(6) 法人成り特例	34
(7) N P O 法人や公益法人等特例	35
C 保存書類	36

不正受給は犯罪です。

不正受給が判明した場合は、支援金額に加えて久留米市補助金等交付規則に基づく加算金等を請求します。また、事業者名等を公表する場合があります。

概要

用語の定義

本手引きで使用する用語について、以下のとおりに定義しています。手引きを読む前にご確認ください。

用語	内容
久留米市事業継続緊急支援金 (第1期)	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援するために、2021年1月～3月を対象として久留米市が給付した支援金のことを指します。
久留米市事業継続緊急支援金 (第2期)	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中小企業者等に対して、事業の継続を支援するために、2021年5月～7月を対象として久留米市が給付した支援金のことを指します。
月次支援金(国)	中小企業庁による月次支援金を指します。
対象月	2021年8月、9月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年又は2020年の対象月と同じ月比で、売上が30%以上減少した月のことを指します。
基準年	新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が顕在化する前の年(申請者が2019年又は2020年から選択)のことを指します。
事業収入	所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号に規定する「確定申告書第一表」における「収入金額等」の「事業」欄に記載される額と同様の考え方です。 2019年及び2020年の年間個人事業収入は当該欄に記載されるものを用います。
給付金、補助金、助成金等	新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等を指します。 例えば、持続化給付金や家賃支援給付金、J-LODlive補助金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関する給付金・補助金、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による営業時間短縮に伴い支払われる協力金等が該当します。
申請の特例	通常の申請では不都合が生じる場合にご利用できる申請方法のことを指します。 証拠書類等に関する特例及び給付額等の特例(2019年・2020年新規開業特例、合併・事業承継特例、連結納税特例、罹災特例、法人成り特例、NPO法人や公益法人等特例、2021年新規開業特例)があります。

第3期久留米市事業継続緊急支援金とは？

2021年8月9日に実施される新型コロナウイルス等対策措置法に基づく緊急事態措置又は新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に伴う、飲食店の休業又は営業時間短縮若しくは不要不急の外出・移動の自粛要請による影響を受け、売上が減少している中小法人及び個人事業者等に対して、事業の継続を支援するため、第3期久留米市事業継続緊急支援金(以下「支援金」という。)を給付するものです。

給付額（対象月毎に算定）

法人は上限 **20万円/月**、個人事業者は上限 **10万円/月**

ただし、申請者が酒類販売等事業者である場合は、

法人は上限 **30万円/月**、個人事業者は上限 **15万円/月**

※8月分：2019年（又は2020年）8月の事業収入－2021年8月の事業収入

※9月分：2019年（又は2020年）9月の事業収入－2021年9月の事業収入

※給付は対象月につき1事業者1回限りです。

給付額の算定に用いる事業収入

給付額の算定に用いる事業収入については、過去に新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた「給付金、補助金、助成金等」の金額を除いた額で申請をお願いします。

申請の際には、給付金、補助金、助成金等の内容及び金額を確認させていただくため、「給付通知書」、入金を確認できる「銀行通帳等のコピー」、「所得税青色申告決算書」、「収支内訳書」等の証拠書類を提出していただきます。

申請期間

2021年9月8日（水）～2021年11月30日（火）

※郵送の場合は11月30日消印有効となります。

※対象月9月分の受付開始は10月1日（金）からとなります。

お問い合わせ先

久留米市事業者支援金コールセンター

TEL：0942-30-9828（受付時間：平日9時～17時）

FAX：0942-30-9757 MAIL：keizoku@city.kurume.fukuoka.jp

給付対象者

支援金の給付対象者は、次の(1)~(3)の全ての要件を満たす事業者とします。

(1) 申請時点において、**市内に事業所又は店舗等を有する中小法人及び個人事業者（フリーランスを含む）**であり、**今後も事業を継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。**

※ 中小法人については、次の①又は②のいずれかを満たすこと。ただし、組合もしくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の①又は②のいずれかを満たす法人。

- ① 資本金の額又は出資の総額が**10億円未満**であること
- ② 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人**以下**であること

(2) 2021年8月9日に実施される緊急事態措置又はまん延防止重点措置に伴い、地方公共団体による休業又は**営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を用いている協力金（以下「協力金」という。）**の支払対象となっている飲食店と**直接・間接の取引があること**、又は**要請地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと**により、2021年の対象月の事業収入が、2019年又は2020年の対象月と同月の事業収入と比較して**30%以上減少した月が存在すること**。なお、酒類販売等事業者においては、対象月の事業収入が**30%未満減少の場合、対象月と前月の事業収入が15%以上減少であれば対象とします。**

(3) 税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われる**業務委託契約等に基づく事業活動からの収入（業務委託契約等収入）**を主たる収入として得ている個人事業者にあつては、**被雇用者又は被扶養者ではないこと。**

※ 「業務委託契約等収入」とは、以下の①及び②を満たすものを指します。

- ① 雇用契約によらない**業務委託契約等に基づく事業活動からの収入**であること。
- ② 税務上、**雑所得又は給与所得の収入**として扱われるものであること。

※ 「主たる収入」であるかは、確定申告書において、以下の①及び②を満たしていることで判断します。

- ① 確定申告書第一表における「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）のうち、「**雑業務**」、「**雑その他**」又は「**給与**」の欄に含まれる「**業務委託契約等に基づく事業活動からの収入**」がそれぞれの収入区分の中で**最も大きいこと**。
- ② 確定申告書第三表に記載される収入金額（譲渡所得、退職所得の収入を除く。）に、事業活動からの収入が含まれる「**雑業務**」又は「**雑その他**」又は「**給与**」の収入よりも大きいものはないこと。
 - ・ 「**雑業務**」又は「**雑その他**」又は「**給与**」欄に事業活動からの収入が計上されている場合には、両者を合算（ただし、事業活動以外からの収入は差し引く。）して基準年の年間業務委託契約等収入とします。

※以下のものは、**対象外となります。**

1. 同一対象月の第3期事業継続緊急支援金（市）の交付決定通知を受けとった方
2. 法人税法別表第1に規定する公共法人
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「**性風俗関連特殊営業**」又は当該営業にかかる「**接客業務専従者営業**」を行う者
4. 政治団体
5. 宗教上の組織若しくは団体
6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
8. 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
9. 地方公共団体による対象月における休業要請又は営業時間短縮要請に伴い新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力推進枠を用いている協力金（ただし、大規模施設又は大規模施設テナントのみを対象とした協力金を除く。）の支払対象となる者
10. 1~9に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして交付することが適当でないと判断する者

給付対象者のイメージ

飲食店の休業・時短営業の影響

休業・時短営業の要請を受けて、休業又は営業時間短縮を実施している飲食店と直接・間接取引がある事業者

※休業・時短要請対象の飲食店は支援金の給付対象外

食品加工・製造・卸事業者

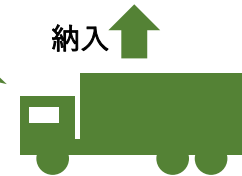
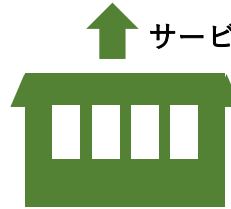
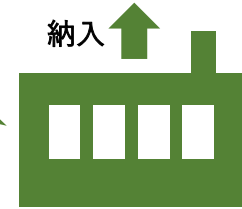
惣菜製造業者、食肉処理者、酒類販売事業者等

器具・備品事業者

食器・調理器具・店舗の備品・消耗品の販売事業者等

流通関連事業者

卸・仲卸、問屋、農協・漁協、貨物運送事業者等



(市内含む)

↑ 要請地域内

↓ 久留米市内

サービス事業者

清掃、廃棄物処理、広告、設備工事業者等

飲食品・器具・備品等の生産者

農業者、酒造事業者、器具・備品製造事業者等

外出自粛等の影響

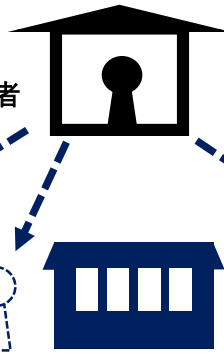
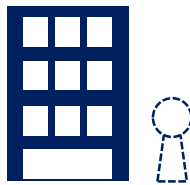
- ① 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者
- ② 直接又は販売・提供先を経由して、①に商品・サービスの提供を行う事業者

個人消費者

(市内含む)

↑ 要請地域内

↓ 久留米市内



① 外出の目的地でのサービスを提供する事業者

理美容室、整骨院、エステサロン、スポーツクラブ、学習塾、ゲームセンター、ホテル・旅館等

① 外出の目的地での商品を販売する事業者

昼間営業の飲食店、小売店舗、旅行代理店等

① 外出の移動サービスを提供する事業者

タクシー、運転代行、バス等

② 販売・提供先

② 上記①の事業者への商品・サービスの提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者、卸・仲卸事業者、貨物運送事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、等

A 申請手続

① 申請方法

① 郵送での申請 令和3年11月30日（火）の消印有効
『〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市事業者支援金コールセンター 宛』

② メールによる申請（電子申請）

下記アドレスに送信してください。

keizoku@city.kurume.fukuoka.jp

件名は

『第3期緊急支援金申請（申請者名）』としてください。



電子申請のメール作成には、こちらのQRコードをご活用ください

電子申請（メール）にて申請を行う場合、提出する書類をメールに添付していただくこととなります。以下の注意事項をご確認の上、添付をお願いいたします。

- ・スマートフォン等で撮影した画像ファイルのご提出も可能ですが、**文字等が鮮明に確認できるようにしてください。**
- ・1つのメールに添付できるファイルの容量は約20MB(メガバイト)までとなりますので、容量を超えてしまう場合は、メールを分割して送信してください。
- ・市でメールを受信した場合は、受信を確認した旨の返信を行います。複数回に送信された場合は、それぞれのメールに返信しますので、すべてのメールに返信が来ているかご確認ください

提出書類は、①又は②いずれの場合も同じです。

申請書等は、市のホームページからダウンロードできます。



<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3010shienseido/2021-0901-1005-74.html>

② 申請書類

■申請には下表の書類の提出が必要となります。

申請区分に応じて**区分①、②に該当される方は**、下記のとおり**提出書類を簡略化**できます。ただし、申請時と内容が変わっている場合などは該当する書類を提出ください。

区分①：市事業継続緊急支援金（第1期）（第2期）（第3期）を受給している

区分②：国の月次支援金（今回の申請と同じ月）を受給している

区分③：市事業継続緊急支援金（第1期）（第2期）（第3期）、
国の月次支援金（今回の申請と同じ月）のいずれも受給していない

申請書類の名称	区分①	区分②	区分③
交付申請書（第1号様式）	○	○	○
取引先情報一覧（第2号様式）	○	○	○
宣誓・同意書（第3号様式）	○	○	○

申請書類の名称	区分①	区分②	区分③
確定申告書 2019年及び2020年の対象月と同月をその期間内に含む全ての事業年度のものの控えの写し ※收受日印が押されている必要があります。(e-Taxの場合には受付日時印の印字されている事又は「受信通知(メール詳細)」が必要となります) お持ちでない場合は、P11を参照ください。	省略可 ※1	省略可	○
対象月の売上台帳等 2021年の対象月の売上が確認できる確定申告の基礎となる売上台帳等の写し	○	省略可	○
市内で事業所又は店舗等を運営していることが確認できる書類 履歴事項全部証明書、個人事業の開業届出書、各種営業許可証 等	省略可	○	○
通帳等 通帳など「金融機関コード」「支店コード」、「口座種別」、「口座番号」、「口座名義人」が分かるものの写し	省略可	○	○
本人確認書類【個人事業者のみ】 運転免許証・運転経歴証明書、マイナンバーカード 等の写し	省略可	○	○
履歴事項全部証明書(写し)【法人のみ】	省略可 ※2	省略可	○
役員名簿(第4号様式)【法人のみ】 役員の方全員の記入をしたもの	省略可	○	○
交付決定通知書 区分① 市事業継続緊急支援金、区分② 国月次支援金	○	○	
【酒類販売等事業者のみ】			
酒類販売免許通知書(写し)等(詳細は22ページ)	省略可 ※2		○
【飲食店、喫茶店の方のみ】			
県の時短要請前の営業時間が確認できるもの ホームページ、店内ポスター、チラシ 等	省略可	省略可	○
【主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告された個人事業者のみ】			
国民健康保険証	○	省略可	○
業務委託契約等収入があることを示す書類 ①業務委託契約書 及び ②支払調書、源泉徴収票、支払明細書 等	省略可	省略可	○

※1：法人の決算月により2020年の対象月を含む確定申告書類を提出していない場合や前回申請時に国の決定通知で申請されたため、市に確定申告書類の提出を省略された場合などは**提出が必要**です。

※2：市事業継続緊急支援金(第2期又は第3期)で提出されている場合、提出は不要です。

※審査の状況に応じて、追加資料をお願いすることがございます。

確定申告書

■ 中小法人

○提出いただく書類

① 確定申告書別表一の控への写し

② 法人事業概況説明書の控への写し

※ 「2019年対象月同月」及び「2020年対象月同月」をその期間内に含む事業年度のもの（複数対象月がある場合は全ての事業年度のもの）を提出してください。

注意

- ・ 「①確定申告書別表一の控え」には、**收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）**されていることが必要です。
- ・ e-Taxによる申告であって、**受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「③受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。**
- ・ 法人の決算月により2020年の対象月を含む確定申告書類を市に提出していない場合や、**前回申請時に国の決定通知で申請されたため、確定申告書類の提出を省略された場合など、提出が必要になります。**

① 確定申告書別表一の控え（最低2枚）

② 法人事業概況説明書の控え（最低4枚（両面））



(e-Taxによる申告の場合)

③ 受信通知（メール詳細）（最低2枚）

受信通知	
提出先	東税控署
印刷番通知番号	198781191810026
氏名又は名称	システム館
受付番号	2020030804142711510
受付日時	2020/03/30 08:43:42
年分	令和01年分
税目	所得税及び消費税特別所得税
所得金額	---
課税額の税額	納める税金
	還付される税金
「所得金額」欄において	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。
「所得金額」欄において	「合計」欄の金額を表示しています。

※ 「①確定申告書別表一の控え」の上部に「電子申告の受付日時」と「受付番号」の記載があるものについては、「③受信通知（メール詳細）」の添付は不要となります。
※ 申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるものを添付してください。

■個人事業者（青色申告）

○提出いただく書類

① 確定申告書第一表の控えの写し

② 所得税青色申告決算書の控えの写し

※2019年及び2020年の2年分を提出してください。

注意

- ・「①確定申告書第一表の控え」には収受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）されていることが必要です。
 - ・e-Taxによる申告であって、受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「③受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。
- ※「①確定申告書第一表の控え」に、収受日付印の押印（受付日時等の印字）または「③受信通知（メール詳細）」のいずれも存在しない場合は、11ページを参照ください。

① 確定申告書第一表の控え

（2019年分：1枚、2020年分：1枚）

② 所得税青色申告決算書（両面）の控え

（2019年分：2枚（両面）、2020年分：2枚（両面））



(e-Taxによる申告の場合)

③ 受信通知（メール詳細）

（2019年分：1枚、2020年分：1枚）

受信通知	
送信されたデータを受付けました。 なお、曜日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。	
提出先	東税務署
利用者識別番号	1907311913100026
氏名又は名称	システム園
受付番号	20200330084142711518
受付日時	2020/03/30 08:41:42
年分	令和01年分
種目	所得税及び消費税特別所得税
所得金額	—
第3期分の税額	納める税金 還付される税金
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額 の「合計」欄の金額を表示しています。
「所得金額」欄について	7/17 高槻市、平野区、西淀川区 の「合計」欄の金額を表示しています。

※「①確定申告書第一表の控え」の上部に「電子申告の受付日時」と「受付番号」の記載があるものについては、「③受信通知（メール詳細）」の添付は不要となります。

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるものを添付してください。

■個人事業者（白色申告）

○提出いただく書類

① 確定申告書第一表の控えの写し

※2019年及び2020年の2年分を提出してください。

注意

- ・「①確定申告書第一表の控え」には**收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時及び受付番号が印字）**されていることが必要です。
 - ・e-Taxによる申告であって、**受付日時及び受付番号が印字されていない場合は「②受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。**
- ※「①確定申告書第一表の控え」に、**收受日付印の押印（受付日時等の印字）**または「②受信通知（メール詳細）」のいずれも存在しない場合は、11ページを参照ください。

(e-Taxによる申告の場合)

① 確定申告書第一表の控え

(2019年分：1枚、2020年分：1枚)

② 受信通知（メール詳細）

(2019年分：1枚、2020年分：1枚)

提出先	東税務署
利用者識別番号	190731191010026
氏名又は名称	システム園
受付番号	20200330084142711518
受付日時	2020/03/30 08:41:42
年分	令和01年分
種目	所得税及び復興特別所得税
所得金額	—
第3期分の税額	納める税金 還付される税金
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。
「所得」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示しています。

※「①確定申告書第一表の控え」の上部に「電子申告の受付日時」と「受付番号」の記載があるものについては、「③受信通知（メール詳細）」の添付は不要となります。

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示された、申告等データが税務署に到達したことを確認できるメール詳細がわかるもの添付してください。

■個人事業者（収受日付印又は受信通知のいずれもない場合）

○提出いただく書類

① 「納税証明書(その2 所得金額用)」

※税務署が発行した事業所得金額の記載のあるものを提出してください。

◆ 確定申告の内容により、下記②又は③のいずれか。

② 【青色申告の場合】 確定申告書第一表及び所得税青色申告決算書の控えの写し

③ 【白色申告の場合】 確定申告書第一表の控えの写し

※2019年及び2020年分を提出してください。

① 納税証明書（その2所得金額用） （2019年分：1枚、2020年分：1枚）

納税証明書 (その2 所得金額用)			
姓 名 (漢字)			
姓 名 (仮名)			
税 務 署			
年 分	所得金額		備 考
	申告額	実収・決定額	
2019			
2020			
<small>(備考)</small> <input type="checkbox"/> 所得金額が確定申告の所得金額を上回った場合、今後、確定申告又は税務署申しこは届納税（国民年金料）の納税による更正等により異動が生じる場合があります。			
課税（税額）	額	円	
上記のとおり、間違いないことを証明します。			
年 月 日			
税務署長			
税務署印			



② 青色申告書の場合

●確定申告書第一表の控え

（2019年分：1枚、2020年分：1枚）

●所得税青色申告決算書（両面）の控え

（2019年分：2枚（両面）、2020年分：2枚（両面））

または

③ 白色申告書の場合

●確定申告書第一表の控え

（2019年分：1枚、2020年分：1枚）

※「収受日付印等」及び「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を添えて提出してください。

■給付金・補助金・助成金等の受領を証明する書類

対象月の該当性の判断や給付額の算定に用いる事業収入等については、基準年・対象月のいずれについても新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金、J-LODlive補助金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関する給付金・補助金、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮に伴い支払われる協力金等）を除いた額で申請をお願いします。**控除した給付金・補助金・助成金等については、受領を証明する以下の書類を提出する必要があります。**

○提出いただく書類

以下のいずれか一つ

① 給付通知書

（国又は地方公共団体より発行された給付決定に関する通知書）

② 入金を確認できる銀行通帳等の写し

（給付元名称又は給付金名称等が確認できるページ）

③ 【個人事業者】 所得税青色申告決算書（※1下記を参照してください）

④ 【個人事業者】 収支内訳書（※2下記を参照ください）

注意

- ・給付金・補助金・助成金等の内容及び金額が確認できる書類をご提出ください。

〈※1青色申告決算書の場合〉

3ページ目の「本年度における特殊事情」欄に以下のような記載がある必要があります。

雑収入の内訳は以下の通りです。

- ・持続化給付金1,000,000円

〈※2収支内訳書の場合〉

2ページ目の「本年度における特殊事情」欄に以下のような記載がある必要があります。

雑収入の内訳は以下の通りです。

- ・持続化給付金1,000,000円

2021年の対象月の売上が確認できる書類

○提出いただく書類

●2021年の対象月の売上が確認できる売上台帳等の写し

注意

- ・原則は売上台帳、帳面その他、**確定申告の基礎となる書類**をご提出ください。
- ・対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等の**基本的な事項が記載されている書類であれば、フォーマットの指定はありません。**
(経理ソフト等から抽出したデータ、Excelデータ、手書きの売上台帳等でも可)
- ・上記の基本的な事項が記載されている書類であれば、書類の名称が「売上台帳」でなくとも構いません。ただし、提出するデータが**対象月の売上であること及び対象月の売上の合計額が明記されている資料**を提出してください。
(2021年〇月と明記されている、合計額にマーカー等で印がつけられている等)

経理ソフトから抽出した売上データ



日付	相手確定科目	摘要			取入金額	支出金額	残高
伝票No.	相手補助科目	筆跡科目	相手区分分	区分分	消費税率	消費税率	
	相手部門	部門			繰越金額		
							-186,750
5/1	売上高	本日売上			157,020		-29,730
001							
5/2	消耗品費	文房具代				664	-30,594
002							
5/4	通信費	切手代 @84×2				168	-30,762
005							
5/6	売上高	本日売上			168,320		137,558
006							

エクセルで作成した売上データ



摘要	数量	単価	金額
3月 売上高	354	¥	1,162 ¥
4月 売上高	309		1,028 ¥
5月 売上高	243		1,107 ¥
6月 売上高	236		1,049 ¥
7月 売上高	208		1,158 ¥
8月 売上高	387		1,214 ¥
9月 売上高	0		0 ¥
10月 売上高	0		0 ¥
11月 売上高	0		0 ¥
12月 売上高	0		0 ¥

手書きの売上台帳のコピーなど



売上伝票

〇

..... 様

株式会社

〒 年 月 日 ()

品名	数量	単価	金額	消費税	合計
小計					
消費税					
合計					

〇

市内で事業所等を運営していることが確認できる書類

○提出いただく書類の例

●履歴事項全部証明書、個人事業の開業届出書、各種営業許可証、防火対象物使用開始届出書等の写し。

※このような書類がない場合は、HPの写し、チラシ、賃貸契約書、店舗外観の写真等、「**誰が、どこで、どんなお店**をしているか」が分かる資料をご提出ください。

履歴事項全部証明書

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇
 ●●●●●株式会社
 会社法人番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

商号	株式会社 ●●●●●	
	株式会社 〇〇〇〇〇	平成〇〇年〇〇月〇〇日変更 平成〇〇年〇〇月〇〇日登記
本店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇	
公告をする方法	〇〇〇〇〇〇	
会社設立の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
目的	1.〇〇〇〇 2.〇〇〇〇	
発行可能株式総数	〇〇〇〇株	
発行済株式の総数	発行可能株式の総数	
並びに種類及び数	〇〇株	
資本金の額	金〇〇〇〇万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役 ●●●●	
	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 代表取締役 ●●●●	
登記変更に関する事項	設立 平成〇〇年〇〇月〇〇日	

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
 (●●法務局 ●●支局管轄)
 平成〇〇年〇〇月〇〇日
 ●●法務局登記官 ●●●● (印)

整理番号 〇〇〇〇〇 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

〇〇営業許可証 27*****号

住所
氏名

平成27年4月8日 付で申請のあった下記の営業については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定に基づき、条件を付けて許可します。

平成27年4月16日

●●保健所長

- 営業の種類 飲食店営業（喫茶店）
- 営業所所在地
- 営業許可有効期間 平成27年4月16日から令和3年9月30日まで
- 許可条件
- 特記事項

注意 1 この処分は不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に関係機関に届出を提出し、不服を申し立てることができる。2 この処分は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に関係機関に届出を提出し、不服を申し立てることができる。3 この処分は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に関係機関に届出を提出し、不服を申し立てることができる。4 この処分は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に関係機関に届出を提出し、不服を申し立てることができる。5 この処分は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に関係機関に届出を提出し、不服を申し立てることができる。

上記のような公的な書類がない場合

久留米食堂 ホームページ

③ ○メニュー うどん

② ○場 所 久留米市…

○営業時間 10時から15時

① 運営：久留米商店株式会社

久留米食堂 ホームページ

③ ○メニュー うどん

② ○場 所 久留米市…

○営業時間 10時から15時

賃貸借契約書

① 借主：久留米商店株式会社
貸主：●●不動産

② 場所：久留米市…

①誰が、②どこで、③どんなお店をしているかが分かる場合、この資料でOK

1つの資料で、①誰が、②どこで、③どんなお店が分からない場合、複数の資料で繋がりが分かること

通帳などの振込口座に関する事項が確認できる書類

○提出いただく書類

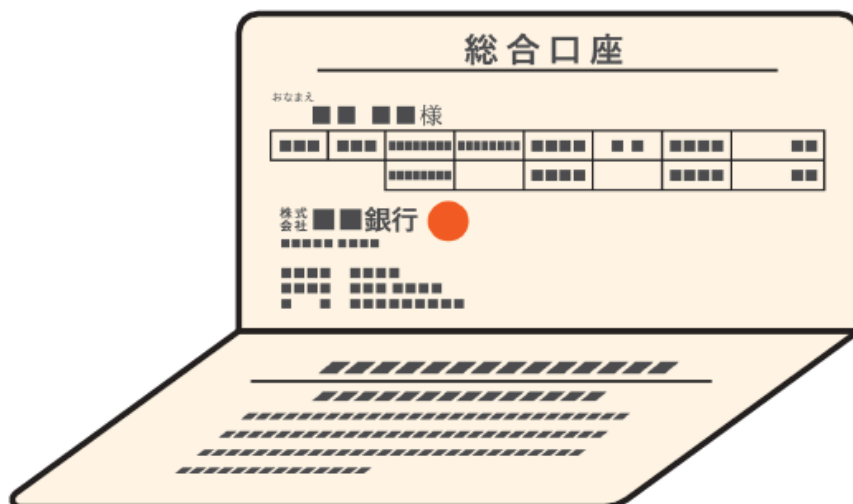
●通帳など支援金の振込先の内容がわかるものの写し

注意

- ・中小法人は**法人名義の口座**、個人事業者（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告された方を含む）は、**申請者名義の口座**となります。
- ・**金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義(か)**が**確認できる**通帳を開いた**1・2ページ目**の写しを提出ください。
- ・ネット銀行や当座口座等で紙媒体の通帳がない場合は、銀行サイト内の「お客様情報照会」等で**上記内容を確認できる画面等の写し**を提出ください。
- ・画像等が**不鮮明な場合**や上記内容（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義(か)）の**いずれか1つでも確認できない**場合、確認が取れてから振込となるため、**振込までお時間をいただく**ことになります。

(通帳がある場合)

●通帳を開いた1・2ページ目



(ネット銀行等で紙媒体の通帳がない場合)

●電子手帳 画面コピー



【個人事業者のみ】代表者の本人確認書類

○提出いただく書類

●有効期間内である住所・氏名・生年月日が印字された顔写真付きの書類で、かつ記載された住所が現時点での住所と同一の下記の①～⑤のいずれかの書類の写しを提出ください。

① 運転免許証、運転経歴証明書（裏面に住所変更等の記載がある場合は両面）

② マイナンバーカード（オモテ面のみ）

※ 個人番号通知カードは本人確認書類とはなりません。

③ 顔写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）

④ 在留カード又は特別永住者証明書又は外国人登録証明書（両面）

※ 在留資格が「特別永住者」のものに限ります。

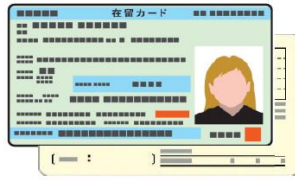
⑤ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）

※ ①～⑤の書類がない場合は、住民票の写し + （パスポートの顔写真が掲載されたページの写し又は各種健康保険証の写し）の2点を提出ください。

(1) 運転免許証（両面）



(4) ① 在留カード（両面）



(5) ① 身体障害者手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）



(2) 個人番号カード（オモテ面のみ）



(4) ② 特別永住者証明書（両面）



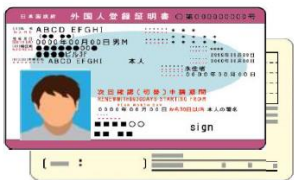
(5) ② 療育手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）



(3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）



(4) ③ 外国人登録証明書（両面）



(5) ③ 精神障害者保健福祉手帳（手帳様式は全ページ、カード様式は両面）



(上記の本人確認書類がない場合)

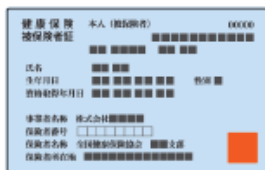


パスポート



住民票

または



各種健康保険証



住民票

【法人のみ】履歴事項全部証明書

○提出いただく書類

●申請者の履歴事項全部証明書の写し

注意

- ・発行年月日が記載されたページを含む全ページを提出ください。
- ・履歴事項全部証明書は法務局のHPからの申し込みにより、オンラインでの請求が可能です。
- ・「市内で事業所等を運営していることが確認できる書類」として提出する場合は重複して提出する必要はありません。

履歴事項全部証明書		
□□県□□市□□町□□□□		
●●●●●●株式会社		
会社法人等番号◇◇◇◇-◇◇-◇◇◇◇◇◇		
商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社□□□□□□	令和□□年□□月□□日変更
		令和□□年□□月□□日登記
本店	□□県□□市□□町□□□□	
公告をする方法	□□□□□□	
会社成立の年月日	令和□□年□□月□□日	
目的	1.□□□ 2.◇◇◇◇	
発行可能株式総数	□□□□株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 □□□□株	
資本金の額	金□□□□万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●●	
	□□県□□市□□町□□□□ 代表取締役●●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立 令和□□年□□月□□日	

これは登記簿に記載されている開示されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(●●法務局●●支局管轄)
令和□□年□□月□□日

●●法務局登記官

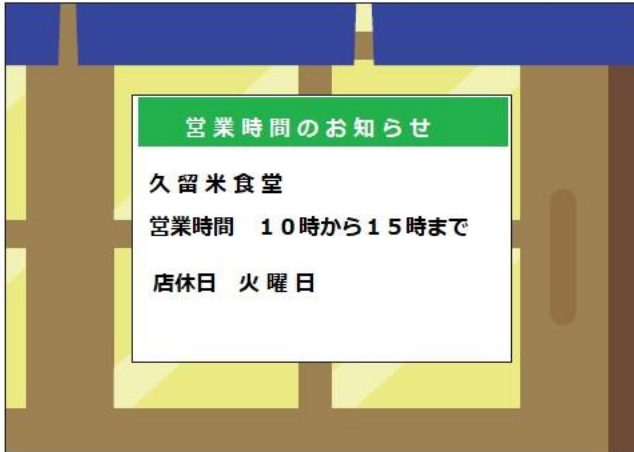
●●●●印

整理番号□□□□□□ *下線のあるものは抹消事項であることを示す。

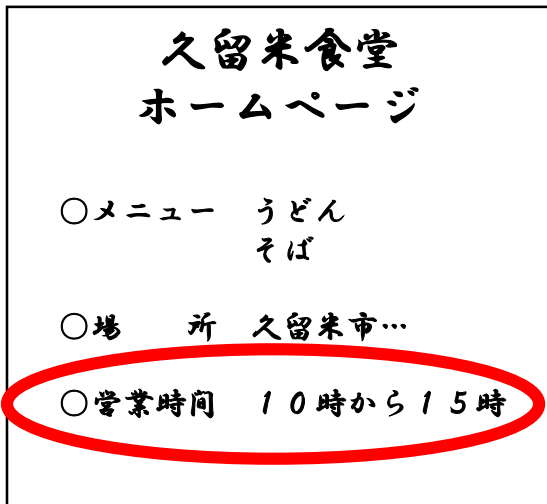
【飲食店・喫茶店のみ】時短営業要請前の営業時間が確認できるもの

○提出いただく書類の例

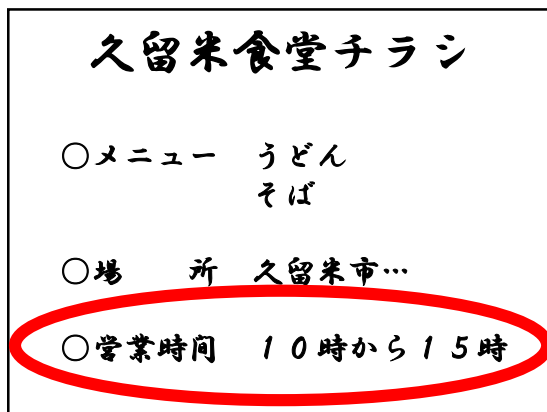
●福岡県の休業・営業時間短縮要請が出される前の営業時間が確認できる書類
(例：ホームページや店内ポスター、チラシなど)



ポスター、看板などに営業時間が記載してある場合、その写真を添付してください。



店舗のホームページに営業時間が記載してある場合、その写し・写真等を添付してください。



店舗のチラシに営業時間が記載してある場合、その写し・写真等を添付してください。

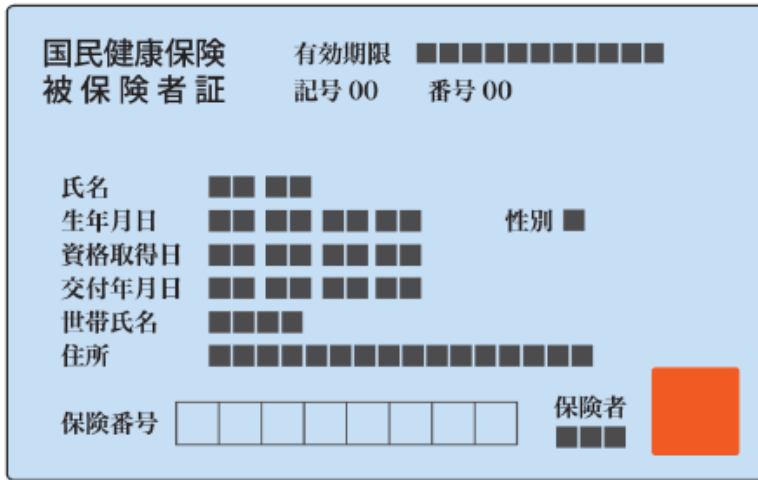
【主たる収入を雑所得・給与所得で申告された個人事業者のみ】
国民健康保険証

○提出いただく書類

●申請者本人名義の有効期限内の国民健康保険証（オモテ面のみ）の写し

注意

- ・原則として基準年及び2021年の対象月以降において有効であるものに限りします。
- ・国民健康保険証をお持ちの方でも、「被扶養者」の方は家族等の収入で生計を立てていると考えられるため対象外となります。



(制度上の理由で国民健康保険証の提出ができない場合)
下記の表を参考に代替書類をご準備ください。

対象者	代替書類	
任意継続被保険者	① 健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 退職証明書(退職前に所属していた企業が発行)	①又は②のいずれか
	② 健康保険証(退職前に所属していた企業の健康組合発行) + 離職票(ハローワーク発行の「雇用保険被保険者離職証明書」)	
後期高齢医療被保険者	後期高齢者医療被保険者証(住所・氏名・生年月日が分かる部分)(オモテ面)	
中小企業協同組合法第3条第4号に規定する「企業組合」に属する個人事業者	所属する企業組合が作成した、以下を証する書類。 ①申請者が、組合員として事業に従事する個人事業者であること。 ②申請者が、雇用保険の被保険者ではないこと(企業組合又は企業組合の代表理事の署名があるものに限る。)	1枚の書類で①②を示すもの

【主たる収入を雑所得・給与所得で申告された個人事業者のみ】 業務委託契約等収入があることを示すもの

○提出いただく書類

① 業務委託契約書等の写し（全ページ）

② 上記委託契約先にかかる下記書類のいずれか1点の写し

- ・ 2019年又は2020年分の支払者が発行した支払調書
- ・ 2019年又は2020年分の支払者が発行した源泉徴収票
- ・ 2019年又は2020年分の支払者が署名した支払明細書
- ・ 2019年又は2020年分の当該契約に係る報酬が支払われたことが分かる申請者名義の通帳の写し

注意

- ・ 期間中に業務委託契約等を複数結んでいる場合は、任意の1つの契約に関する書類を提出してください。
- ・ 2019年又は2020年中に業務委託契約書等の全部又は一部が履行され、報酬等が支払われたものに限りします。
- ・ 同一の業務委託契約等に関するものであることが、契約当事者、支払者等の名称等から分かるものに限りします。

①業務委託契約書等の留意事項

- ・ 申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託等（委任契約、準委任契約、請負契約等）の契約書で契約を締結した当事者の署名があるもの（申請者の署名がない場合、申請者以外の契約者の署名等があれば可。また、署名はないが記名及び押印ある場合は可）
- ・ 申請者に支払われる業務委託契約等収入に係るものに限りします。
- ・ 契約内容が分かるもの（内容・期間・報酬等の記載があるもの）をご準備ください。
- ・ 契約書の名称が「雇用契約」、「労働契約」、「贈与契約」など、明らかに個人事業者としての事業によらないと考えられる契約書は内容にかかわらず認められません。

①業務委託契約書等の例

業務委託契約書

株式会社A（以下「甲」という）と株式会社B（以下「乙」という）とは、次のとおり業務委託契約を締結した。

（業務委託の内容）
第1条 甲は、以下の業務（以下「本件業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託し提供する。
（1）〇〇の助言・指導業務
（2）〇〇に関する情報提供業務

（契約期間）
第2条 本件業務は、本契約締結日から平成〇〇年〇月〇日までとする。

（業務の対価）
第3条 本件業務の対価は、月額金〇円とする。

（対価の支払条件）
第4条 甲は、乙に対し、第3条の対価を毎月〇5日限り、乙の指定する銀行口座に振り込んで支払う。

（業務の実施）
第5条 乙は、自らの責に帰さない事由又は正当な事由により、本契約上の業務の遂行が著しく困難又は不可能となったことが判明した場合、直ちに甲にその事由を付して通知し、甲の指示に従わなければならない。

（商管注意義務）
第6条 乙は、本件業務を甲の指示に従い、善良な管理者の注意をもって行う。

（著作権の帰属）
第7条
1. 乙が、本件業務の遂行において作成した報告書の著作権は乙に帰属するものとする。但し、甲及び甲の関係会社はこれを無償、かつ無期限に任意の方法で無償的に利用することができる。乙はこれを異議なく許諾する。
2. 前項の規定にかかわらず、甲又は乙が従前から有している既存の著作物の著作権で、報告書に利用されているものは、当該甲又は乙に帰属するものとする。

（第三者の権利侵害）
第8条
1. 乙は、本件委託業務の実施にあたり、その成果物の作成方法について、第三者が有する著作権、特許権及びその他一切の権利（以下「著作権等」という）に抵触しない

より照会する。
2. 乙は、本件委託業務の実施にあたり、第三者の著作権等を侵害したことにより甲に損害が生じた場合は、その損害を賠償するものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 A
代表取締役 〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
株式会社 B
代表取締役 〇〇 〇〇

↑

契約を締結した当事者の署名があるもの。ただし、申請者の署名等がない場合でも、業務委託等の発注者の署名等があれば問題ありません

●支払調書又は源泉徴収票の写し

- 提出した業務委託契約によって支払われた報酬等について、**支払者が発行したもの**に限ります。
- 2019年又は2020年**のものに限ります。（お手元がない場合は再発行を依頼してください）

●支払明細書の写し

- 提出した業務委託契約によって支払われた報酬等の明細書で、**支払者の署名（署名は事後的に追加でも可）**のあるものに限ります。
- 2019年又は2020年の支払い**のもので、**支払者、支払先、金額、時期**が分かるものに限ります。
- 申請者が発行する領収書、請求書等、また契約の履行を示すものでない見積書・発注書等は認められません。

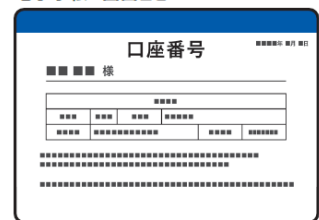
●通帳の写し

- 契約先から報酬等の支払があったことを示す申請者本人名義の通帳で①**通帳の名義人が分かるページ**と②**報酬が支払われたことが分かるページ**を提出してください。
- 通帳に記載されている報酬の支払者が**業務委託契約書等と一致**する必要があります。
- 年間の業務委託契約等収入の全てを示す必要はありません。

①通帳の名義人が分かる部分



電子手帳 画面コピー

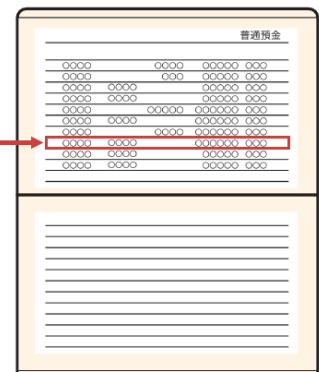


又は



②報酬が支払われたことが分かるページ

業務委託契約等に基づく報酬が支払われたこと（支払者・日付を含む）が分かる箇所に**マーカーなどで印**をつけた上で、該当ページの写しをご提出下さい。



【酒類販売等事業者のみ】

酒類販売等事業者であることが確認できる書類

酒類販売等事業者とは…

酒税法第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている事業者を指します。

申請者が、**売上減少率が30%以上50%未満の酒類販売等事業者であり、対象月に取引する飲食店が地方公共団体の要請に応じて酒類の提供を停止している場合**、下記の書類を提出することにより、**支援金の対象月毎の上限額は、中小法人30万円、個人事業者15万円**となります。（これに該当しない中小法人は20万円、個人事業者10万円）

酒類販売等事業者の特例

令和3年8月又は9月の給付については、対象月の事業収入の減少率が30%未満の場合、対象月及び前月の月間事業収入の減少率が15%以上をもって、対象月の減少率が30%以上50%未満と同等の取り扱いをします。

例：対象月8月分（7月及び8月分の月間事業収入）⇒30%以上50%減少と同等に扱います

	7月	8月
2021年	35万円	75万円
2020年（2021年同月比の減少率）	42万円（16%減少）	100万円（25%減少）

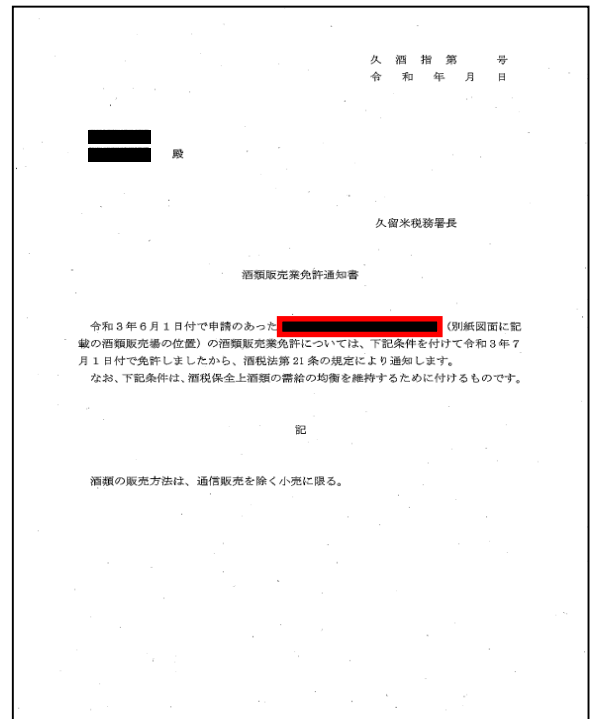
○提出いただく書類

●酒類販売業免許通知書の写し 等

注意

- ・原則として対象月の1日までに許可を受けたものに限ります。

申請書（第1号様式）に記載した**事業所（店舗）の名称及び住所と一致する許可通知書**を提出してください。



許可通知書の紛失等により提出できない場合には、管轄する税務署で資格証明書の交付を受け、提出してください。

※資格証明書の交付申請手続きについては、国税庁HPにてご確認ください。

「申告手続・用紙（申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」

⇒「税務手続の案内（税目別一覧）」

⇒「酒税関係」

⇒「40 証明書交付の申請手続」

③ 給付額の算定

算定に用いる事業収入額

支給額の算定に用いる2019年及び2020年の対象月と同月の事業収入は、次の各号のいずれかの額を用いる。

(1) 中小法人、個人事業者（青色申告決算書（一般用）を提出した方）

法人事業概況説明書における「月別の売上高等の状況」欄の「売上（収入）金額」の額

所得税青色申告決算書（一般用）における「月別売上（収入）金額及び仕入金額」欄の「売上（収入）金額」の額

(2) 個人事業者（白色申告、青色申告で青色申告決算書を提出しない方）

2019年・2020年の対象月と同月の事業収入は、確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」の額を12で除して求めます。

(3) 個人事業者（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者）

㊦・㊧「事業収入」の欄に記載がある（「0円ではない」）方は対象外。(2)に従って計算してください

2019年・2020年の対象月と同月の業務委託契約等収入は、確定申告書第一表の「収入金額等」の「㊦雑業務」、「㊨雑その他」及び「㊩給与」の欄に記載される収入金額（ただし事業活動以外からの収入は差し引く）を12で除して求めます。
 なお、㊦・㊧「事業収入」に記載がないこと及び㊨～㊩の中で、事業活動に基づく収入が最大である必要があります。

支給額の算定例

支援金の支給額は、各対象月について上限額を超えない範囲で、2019年又は2020年の対象月（※）と同月（基準月）の売上から対象月の月間売上を差し引いたものとします。

※ 2019年又は2020年の同月と比べて売上が30%以上減少した月を【候補月】と呼び、月毎の候補月から任意に選択した月を【対象月】と呼びます。

■ 各月の支給額の算定式

S：支給額（上限額/月 **中小法人20万円、個人事業者10万円**）

※ 減少率が30%以上50%未満の酒類販売等事業者である場合の上限額/月は、**中小法人30万円、個人事業者15万円**

A：基準月の売上

B：対象月の月間売上

$S = A - B$

※給付額の算定に用いる事業収入については、過去に新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた「給付金、補助金、助成金等」の金額を除いた額で申請をお願いします。詳細については27ページを参照ください。

■ 支給額の算定例1)

中小法人及び個人事業者（青色申告）の場合

	8月	9月
2021年	35万円 (B)	75万円
2020年 (2021年同月比の減少率)	40万円 (12%減少)	100万円 (25%減少)
2019年 (2021年同月比の減少率)	50万円 (30%減少) (A)	75万円 (0%)

① 対象月の確認：2021年の8・9月の売上と2020年・2019年の同月の売上を比較
2021年8月が2019年8月売上との比較で要件である「**30%以上減少**」を満たすため、**対象月は2021年8月（基準月は2019年8月）**となります。

$(2019年8月売上 - 2021年8月売上) \div 2019年8月売上 \times 100$

$\Rightarrow (50万円 - 35万円) \div 50万円 \times 100 = 30\%$ ※小数点以下は切捨てます。

② 支給額の算定：支給額の算定式にあてはめて計算

A：2019年の8月の売上：50万円

B：2021年の8月の売上：35万円

S：A - B $\Rightarrow 50万円 - 35万円 = 15万円$

法人の場合 上限額20万円を超えないため、**支給額 15万円**

個人の場合 上限額10万円を超えるため、**支給額 10万円**

（酒類販売等事業者である場合、）※減少率30%⇒要件該当

法人の場合 上限額30万円を超えないため、**支給額 15万円**

個人の場合 上限額15万円を超えるため、**支給額 15万円**

■ 支給額の算定例2)

個人事業者（白色申告など確定申告書で月間収入が確認できない）場合

	年間売上	8月	9月
2021年		40万円 (B1)	25万円 (B2)
2020年 (2021年同月比の減少率)	360万円	30万円 (—)	30万円 (16%減少)
2019年 (2021年同月比の減少率)	720万円	60万円 (33%減少) (A1)	60万円 (58%減少) (A2)

① 2019年及び2020年の「年間売上÷12」を計算し、月平均売上を計算する

⇒2019年：720万円÷12＝60万円

2020年：360万円÷12＝30万円

② 対象月の確認：2021年の8・9月の売上と2020年・2019年の同月の売上を比較

2021年8月が2019年8月売上と、2021年9月が2019年9月売上との比較で要件である「30%以上減少」を満たすため、対象月は2021年8・9月となります。

(2019年8月売上－2021年8月売上) ÷ 2019年8月売上 × 100

⇒ (60万円－40万円) ÷ 60万円 × 100 = 33% ※小数点以下は切り捨てます。

(2019年9月売上－2021年9月売上) ÷ 2019年9月売上 × 100

⇒ (60万円－25万円) ÷ 60万円 × 100 = 58% ※小数点以下は切り捨てます。

※2021年8・9月のいずれかの月の売上が2019年又は2020年の同月と比較して増加している月がある場合（上記の場合2020年8月）でも「30%以上減少」を満たす月があれば支給対象となり得ます。

③ 支給額を計算する

A1：2019年の8月の売上：60万円

A2：2019年の9月の売上：60万円

B1：2021年の8月の売上：40万円

B2：2021年の9月の売上：25万円

S1：A1－B1 ⇒ 60万円－40万円＝20万円

S2：A2－B2 ⇒ 60万円－25万円＝35万円

個人事業者で、共に月毎の上限額10万円を超えるため、**総支給額20万円**

(酒類販売等事業者である場合、) ※減少率：(8月)33%⇒要件該当 (9月)58%⇒県加算対象

個人事業者で、5月は上限額15万円を超えるため、**支給額15万円**

6月は上限額10万円を超えるため、**支給額10万円 総支給額25万円**

■支給額の算定例3)

個人事業者（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告）の場合

	年間業務委託 契約等収入	8月	9月
2021年		25万円 (B)	40万円
2020年 (2021年同月比の減少率)	600万円	50万円 (50%減少) (A)	50万円 (20%減少)
2019年 (2021年同月比の減少率)	480万円	40万円 (37%減少)	40万円 (-)

- ① 2019年及び2020年の「年間業務委託契約等収入÷12」を計算し、月平均売上を計算する

⇒2019年：480万円÷12＝40万円
2020年：600万円÷12＝50万円

- ② 対象月の確認：2021年の8・9月の売上と2020年・2019年の同月の売上を比較
2021年8月が2020年8月売上との比較で要件である「30%以上減少」を満たすため、対象月は2021年5月となります。

(2020年8月売上－2021年8月売上) ÷ 2020年8月売上 × 100

⇒ (50万円－25万円) ÷ 50万円 × 100 = 50% ※小数点以下は切り捨てます。

※2019年及び2020年の8月が減少要件を満たしますが、候補月が複数ある場合、同じ対象月であれば月間売上が多い年を選択する方が支給額は多くなります。

- ③ 支給額を計算する

A：2020年の8月の売上：50万円

B：2021年の8月の売上：25万円

S：A－B ⇒ 50万円－25万円＝25万円

個人の場合 上限額10万円を超えるため、**支給額10万円**

注意

対象月の該当性の判断や給付額の算定に用いる事業収入等については、基準年・対象月のいずれについても新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体により申請者に対して支払われた給付金、補助金、助成金等（持続化給付金や家賃支援給付金、J-LODlive補助金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関する給付金・補助金、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体による休業・営業時間短縮に伴い支払われる協力金等）を除いた額で申請をお願いします。

■支給額の算定例4)

給付金、補助金、助成金等を受領している場合

- 1 法人事業概況説明書2ページ目「月別の売上高の状況」に記載されている対象月の事業収入に「給付金、補助金、助成金等」が含まれている場合

	8月	法人事業概況説明書「月別の売上高の状況」(8月)
2021年	55万円	55万円
2020年 (2021年同月比の減少率)	80万円 (31%減少)	100万円 (うち20万円は給付金等)
2019年 (2021年同月比の減少率)	100万円 (45%減少)	100万円

→「月別の売上高の状況」に記載されている事業収入100万円から給付金等の金額20万円を控除した80万円を事業収入として給付額を算定します。
※給付金等を雑収入としている場合は、控除不要です。

- 2 所得税青色申告決算書2ページ目「月別売上(収入)金額及び仕入れ金額」に記載されている対象月の事業収入に「給付金、補助金、助成金等」が含まれている場合

→1と同様に「月別売上(収入)金額及び仕入れ金額」に記載されている事業収入から給付金等の金額を控除した額を事業収入として給付額を算定します。
※給付金等を雑収入としている場合は、控除不要です。

- 3 確定申告書の「収入金額等」の「事業」欄に記載されている金額に「給付金、補助金、助成金等」が含まれている場合

	8月	年間 事業収入	給付金等
2021年	55万円		
2020年 (2021年同月比の減少率)	80万円 (= (1,200 - 240) ÷ 12) (31%減少)	1,200万円	240万円
2019年 (2021年同月比の減少率)	100万円 (= 1,200 ÷ 12) (45%減少)	1,200万円	—

→確定申告書の「収入金額等」の「事業」欄に記載されている年間事業収入1,200万円から給付金等240万円を控除した金額を月数で割った金額を事業収入として給付額を算定します。

控除した給付金・補助金・助成金等については、受領を証明する書類を提出する必要があります。(詳細については、12ページを参照ください。)

B 特例

(1) 【2021年新規開業特例】2021年1月1日から対象月の1日までに設立した法人又は開業した個人事業者

2021年1月から対象月の1日までの間に法人を設立した（個人事業者が開業した）場合であって、対象月の月間売上が法人設立（開業時）の事業計画上の同月売上と比べて30%以上減少している場合、特例の適用を選択することができます。
 ※2020年1月から同年12月までの間に法人を設立した（個人事業者が開業した）場合であって、当該期間に売上がない場合にも、この特例の適用が可能です。

■支給額の算定式

$$S = A - B$$

S：支給額 [] 内は売上減少率が30%以上50%未満の酒類販売等事業者
 （上限額/月 中小法人20万円 [30万円]、個人事業者10万円 [15万円]）

A：対象月の事業計画上の月間売上

【年間の売上しかない場合には、計画上の操業月数で除した月の平均額を使用する。】

B：対象月の月間売上

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

①法人設立（開業時）に作成した事業計画書

②（法人の場合）履歴事項全部証明書

【設立日が2021年1月1日から対象月の1日以前であるのものに限る】

（個人事業者の場合）次に掲げるいずれかの書類

I, 個人事業の開業・廃業等届出書（e-TAXによる提出の場合は、「受信通知」を添付）

II, 事業開始等申告書（地方公共団体が発行したもので収受日付印等が押印されていること）

III, 開業日、所在地、代表者、業種、書類発行/収受日が確認できる公的機関が発行/収受した書類

【I・II・IIIともに開業日・事業開始年月日が2021年1月1日から対象月の1日以前であるのものに限る】

■算定例

2021年8月10日に開業し、2021年9月を対象月とした場合（開業日より8月は対象外）

計画上の月間売上・ 90万円
 対象月の月間売上・ 50万円

月	7	8	9
計画 (万円)		50	90
実績 (万円)		20	50

44%減少

A：計画上の月間売上＝90万円

B：対象月の月間売上＝50万円

90万円－50万円＝40万円＞（法人上限）20万円（個人上限）10万円
 [酒類販売等事業者] 要件該当（44%減少）
 >（法人上限）30万円（個人上限）15万円

支給額 (法人) 20万円 (個人) 10万円
 [酒類販売等事業者] (法人) 30万円 (個人) 15万円

(2) 【2019-20年新規開業特例】2019年1月から2020年12月までの間に設立した法人又は開業した個人事業者

2019年1月から2020年12月までの間に法人を設立した（個人事業者が開業した）場合であって、法人を設立した年（開業した年）年を基準年とした上で、対象月の月間売上が、基準年の月平均の売上等と比べて30%以上減少している場合、特例の適用を選択することができます。

※2020年1月から同年12月までの間に法人を設立した（個人事業者が開業した）場合であって、当該期間に売上がない場合は、（1）の特例の適用が可能です。

■支給額の算定式

$$S = A \div M - B$$

S：支給額 [] 内は売上減少率が30%以上50%未満の酒類販売等事業者
（上限額/月 中小法人20万円 [30万円]、個人事業者10万円 [15万円]）

A：基準年の年間売上（業務委託契約等収入）

M：基準年の設立（開業）後月数

【法人設立日（開業日）の属する月は、操業日数を30で除したものの小数点第2位以下を切り捨てて算出】

B：対象月の月間売上（業務委託契約等収入）

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

- ①（法人の場合）法人設立月から2020年12月までをその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一の控え及び法人事業概況説明書の控え
※2020年に設立した法人であって2020年の確定申告書等が合理的な事由により提出できない場合には、税理士による署名がなされた申告予定の月次の売上を証明できる書類を代替書類として提出できます。
- ②（法人の場合）履歴事項全部証明書
【設立日が2019年1月1日から2020年12月31日までの間であるのものに限る】
（個人事業者の場合）次に掲げるいずれかの書類
 - I, 個人事業の開業・廃業等届出書（e-TAXによる提出の場合は、「受信通知」を添付）
 - II, 事業開始等申告書（地方公共団体が発行したもので收受日付印等が押印されていること）
 - III, 開業日、所在地、代表者、業種、書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類
【I・II・IIIともに開業日・事業開始年月日が2019年1月1日から2020年12月31日までの間とされており、当該書類の発行/收受日が申請日以前であること。】

■算定例

2019年9月21日に開業し、2021年8月を対象月とした場合

年	2019年								2020	2021年		
月	5	6	7	8	9	10	11	12	8	9
万円					25	40	50	50	20	40

2019年の売上の合計：165万円 月平均50万円（計算内容は下記参照）

60%減少
（9月は対象外）

A：基準年の年間売上＝165万円

M：基準年の設立（開業）後月数＝3.3月（2019年9月は0.3月として扱う）

B：対象月の月間売上＝20万円

165万円÷3.3月－20万円＝30万円＞（法人上限）20万円（個人上限）10万円
[酒類販売等事業者] 県加算該当（60%減少）

支給額 (法人) 20万円 (個人) 10万円

(3) 【連結納税特例】 (連結納税をしている法人)

連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに給付要件を満たす場合、各法人単位で特例の適用を選択することができます。

■支給額の算定式

$$S = A - B$$

S：支給額 [] 内は売上減少率が30%以上50%未満の酒類販売等事業者
(上限額/月 中小法人20万円 [30万円])

A：基準月の月間売上

B：対象月の月間売上

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

- ① 2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の連結法人税の個別帰属額等の届出書及び法人事業概況説明書の控え
- ② 申請する法人の対象月の月間売上が確認できる売上台帳等
- ③ 申請する法人の履歴事項全部証明書

■算定例

親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合

資本金が
給付要件外



子会社A

- ・資本金15億円
- ・前年同月比50%以上減

売上減少が
給付要件外



子会社B

- ・資本金1億円
- ・前年同月比30%減



親会社X

申請可能



子会社C

- ・資本金1億円
- ・前年同月比50%以上減

申請可能



子会社D

- ・資本金1千万円
- ・前年同月比50%以上減

- ・子会社Aと子会社Bは給付要件を満たしていないので、申請はできません。
- ・子会社Cと子会社Dはそれぞれ給付要件を満たすので、子会社C社と子会社D社はそれぞれ必要な証拠書類を添付し、申請を行うことができます。

(4) 【罹災特例】 2018年又は2019年に罹災の影響を受けた事業者

2018年又は2019年に罹災したことを証明する罹災証明書等（以下「罹災証明書等」という。）を有する場合であって、対象月の月間売上が、罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の同月の月間売上と比べて30%以上減少している場合、この特例の適用を選択することができます。

■支給額の算定式

$$S = A - B$$

S：支給額 [] 内は売上減少率が30%以上50%未満の酒類販売等事業者
（上限額/月 中小法人20万円 [30万円]、個人事業者10万円 [15万円]）

A：罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の基準月の売上（業務委託契約等収入）

B：対象月の月間売上（業務委託契約等収入）

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

①（法人の場合）

罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年及び2020年の対象月同月を期間内に含む全ての事業年度に係る確定申告書別表一及び法人事業概況証明書の控え

（個人の場合）

罹災証明書等が証明している罹災日の属する年又はその前年の分及び2020年分の確定申告書類の控え

② 罹災証明書等（2018年又は2019年に罹災したことを証明するもの）

■算定例

2019年7月に罹災し、2018年の8月の売上を用いる場合

	← 2018年			→ 2020年			← 2021年			→		
月	...	8	9	8	9	
万円	...	50	50	20	40	

60%減→対象月=8月

A：2018年の8月の売上 = 50万円

B：対象月の月間売上 = 20万円

50万円 - 20万円 = 30万円 > (法人上限) 20万円 (個人上限) 10万円
[酒類販売等事業者] 県加算該当 (60%減少)

支給額

(法人) 20万円 (個人) 10万円

(5) -1 【合併特例・事業承継特例】売上を比較する2つの月の間に合併をした中小法人

合併特例（合併した法人）

売上の減少を比較する2つの月の間に合併をした場合であり、合併後の対象月の月間売上が、基準月における合併前の各法人の月間売上の合計と比べて30%以上減少している場合、特例の適用を選択することができます。

※2020年以前に合併した法人はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に合併した場合は、(2)の特例の適用が可能です。

■支給額の算定式

$$S = A - B$$

S：支給額 [] 内は売上減少率が30%以上50%未満の酒類販売等事業者
(上限額/月 中小法人20万円 [30万円])

A：合併前の各法人の2019年又は2020年の基準月における月間売上の合計

B：合併後の法人の対象月の月間売上

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

(合併前の各法人に係るもの)

① 2019年の対象月同月及び2020年の対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の控え

(合併後の法人に係るもの)

② 申請者の履歴事項全部証明書

※合併の年月日が2021年1月以降であること、かつ売上を比較する2つの月の間であること。

■算定例

2021年4月1日にX社とY社が合併してZ社となった場合
(基準年は2020年、対象月は8月とする場合)



A：X社とY社の2020年8月の売上の合計 = 60万円 (30万円+30万円)

B：2021年8月の月間売上 = 20万円

※X社とY社の2020年8月の月間売上の合計60万円に対して、2021年8月の月間売上が20万円であり、2020年同月比で66% (30%以上) 減少しているため給付対象となります。

60万円 - 20万円 = 40万円 > (法人上限) 20万円

[酒類販売等事業者] 県加算該当 (66%減少)

支給額 (法人) 20万円

(5) -2 【合併特例・事業承継特例】売上を比較する2つの月の間に事業承継を受けた個人事業者

事業承継特例（事業承継を受けた個人事業者）

売上の減少を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた個人事業者の場合であり、対象月における事業の承継を受けた者の月間売上が、基準月における事業を行っていた者の月間売上の合計と比べて30%以上減少している場合、特例の適用を選択することができます。

※2020年以前に承継を受けた者はこの特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に承継を受けた場合は、(2)の特例の適用が可能です。

※同一の事業を行っていた者に係る書類に基づいた給付は、各対象月について一度に限るものとします。また、同一の当該事業を行っていた者に係る書類に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とします。

■支給額の算定式

$$S = A - B$$

S：支給額 [] 内は売上減少率が30%以上50%未満の酒類販売等事業者
(上限額/月 個人事業者10万円 [15万円])

A：基準月における事業を行っていた者の月間売上

B：対象月における事業の承継を受けた者の月間売上

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

(事業を行っていた者の名義に係るもの)

①2019年分及び2020年分の確定申告書類の控え及び青色申告の場合は所得税青色申告決算書
(事業の承継を受けた者の名義に係るもの)

②次に掲げるいずれかの書類

I、**個人事業の開業・廃業等届出書** (e-TAXによる提出の場合は、「受信通知」を添付)

※「届出の区分」欄において「開業」を選択していること。

※2020年分の確定申告書類に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

※「開業・廃業等日」欄において開業日が2021年1月1日から申請月の1日までの間とされていること。

II、**上記I以外で開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/收受した書類**

※事業開始年月日が2021年1月1日から申請月の1日（死亡による事業承継である場合は対象月の月末）の間とされており、当該書類の発行/收受日が申請日以前であること。

死亡による事業承継の場合、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

■算定例

2021年1月1日に事業者Xと事業者Yが事業の承継を行った場合（対象月：8月）

月	…	8	9	…	1	…	8	9
万円	…	50	50	…	…	…	30	40

→
→

事業者X
事業者Y

A：基準月における事業を行っていた者の月間売上 = 50万円

B：対象月における事業の承継を受けた者の月間売上 = 30万円

50万円 - 30万円 = 20万円 > (個人上限) 10万円

[酒類販売等事業者] 要件該当 (40%減少)

> (個人上限) 15万円

支給額 (個人) 10万円
[酒類販売等事業者] (個人) 15万円

(6) 【法人成り特例】売上を比較する2つの月の間に 個人事業者から法人化した場合

申請時点では法人であるが、売上を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したため、証拠書類等の一部が個人事業者として作成されている場合であって、2021年の対象月における法人化後の法人の月間売上が、法人化前の個人事業者における基準年の同月の月間売上と比べて30%以上減少している場合、特例の適用を選択することができます。

※「2020年以前に法人化した法人」及び「法人化前の個人事業者の時に既に申請の対象としようとする2021年の月を対象とした当支援金の給付を受けている法人」は、この特例は適用できません。ただし、2019年1月から2020年12月までの間に法人化した法人は、(2)の適用が可能です。

※同一の事業を行っていた法人に係る書類に基づいた給付は、各対象月について一度に限るものとします。また、同一の事業を行っていた者に係る書類に基づき複数の申請が行われた場合には、最初に給付された申請のみを有効とします。

■支給額の算定式

$$S = A - B$$

S：支給額 [] 内は売上減少率が30%以上50%未満の酒類販売等事業者
(上限額/月 中小法人20万円 [30万円])

※法人の設立年月日が対象月の2日以降の場合は、上限10万円[15万円]

A：法人化前の個人事業者における基準月の月間売上

B：法人化後の法人における対象月の月間法人事業収入

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

法人化前の個人事業者に係るもの

①2019年分及び2020年分の確定申告書類の控え及び青色申告の場合は所得税青色申告決算書

法人化後の法人に係るもの

②申請者の履歴事項全部証明書

※法人の設立年月日が2021年1月以降であり、かつ売上を比較する2つの月の間であること。

③以下のいずれかの書類

I. 法人設立届出書

※「設立形態」欄で「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。

II. 個人事業の開業・廃業等届出書

※「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。

■算定例

2021年1月15日に法人化し、基準年を2019年、対象月を8月とした場合
(個人事業者であった際は白色申告をしていたとする)

2019年	(個人) 売上の月平均		年間の(個人) 売上の合計
	60(=720÷12)		
2020年	(個人) 売上の月平均		年間の(個人) 売上の合計
	30(=360÷12)		
2021年	8月	9月	66%減→対象月=8月
	20	50	

A：2019年の個人事業者の月平均売上＝60万円

B：2021年8月(対象月)の法人の月間売上＝20万円

60万円－20万円＝40万円>(法人上限)20万円

[酒類販売等事業者] 県加算該当(66%減少)

支給額 (法人) 20万円

(7) 【NPO法人・公益法人等特例】

特定非営利活動法人（NPO法人）及び公益法人等（法人税法別表第二に掲げる公益法人等に該当する法人）であって、2021年の対象月の月間事業収入が、基準年の対象月と同月の月間事業収入と比較して30%以上減少している場合、特例の適用を選択することができます。

※公益法人等を設立した年〔特定非営利活動法人の設立の認証を受けた年〕を基準年とするか否かによって、適用条件、証拠書類等が異なります。詳しくは、コールセンターにご確認ください。

※月次の事業収入を確認できない場合は、基準月の属する事業年度の月平均の事業収入と対象月の月間事業収入とを比較することとする。

※寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計）が事業活動と密接に関連している法人で、市が定める要件を満たす特定非営利活動法人は、寄附型NPO法人として申請が可能です。

※※2019年～2021年設立・認証の場合、新規開業特例の適用を選択できる場合があります。

■支給額の算定式

$$S = A - B$$

S：支給額（上限額/月 中小法人20万円）

A：基準月の月間法人事業収入（※1，2）

B：対象月の月間法人事業収入（※2）

※1 証拠書類等①で提出されるもので月次の収入を確認できる場合は、基準月の月間法人事業収入の額を用いる。証拠書類等①で提出されるもので月次の収入を確認できない場合は、基準年度の年間法人事業収入を12で割って算出した額を用いる。

※2 法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益に当たる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。

■証拠書類等

A①の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

- ①2019年対象月同月及び2020年対象月同月をその期間内に含む全ての事業年度の年間事業収入が確認できるもの
NPO法人＝活動計算書、学校法人＝事業活動収支計算書、社会福祉法人＝事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人＝正味財産増減計算書
- ②対象月及び基準月の月間事業収入が確認できるもの
※①で提出する書類の基礎となる書類を原則とします。
- ③申請者の履歴事項全部証明書
※ただし、提出できないことについて合理的な事由があるものと市が認める場合には、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等で代替することができます。
(寄附型NPO法人のみ)
- ④基準年の受取助成金・補助金の一覧及びそれぞれの額の確定通知書の写し（確定通知書がない場合、交付決定通知書の写し。）
※国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限りします。
- ⑤対象月及び基準月の月間事業費支出（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないもの）が確認できるもの
- ⑥基準年度の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し

（補足） 寄附金等に含めることができる受取助成金・補助金の範囲

■ 寄附金等に含めることができる受取助成金・補助金

✓ 民間からの助成金等

✓ 「国・地方公共団体からの」助成金・補助金のうち、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するもの

※ 「国・地方公共団体からの」助成金・補助金

■ 対象外となる「国・地方公共団体からの」助成金・補助金

「国・地方公共団体からの」助成金・補助金のうち、以下のような、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに該当しない国・地方公共団体からの助成金・補助金を含めることはできません。

C 保存書類

以下の書類は申請時に提出いただく必要はありませんが、申請内容の審査等において提出を求められることがあります。求めに応じて速やかに提出できるよう、申請者にて5年間保存をお願いします。

	保存をお願いする書類の例	具体例
i 休業・時短要請対象の飲食店と直接・間接取引がある事業者 [例] ・おしぼりレンタル業 ・食品卸 等	・飲食店又はその間取引先との反復継続した取引※1を示す帳簿書類及び通帳	① 対象の飲食店と複数回取引が行われたことがわかる受注伝票、売上台帳等 ② ①の取引に係る現金等の出入りがわかる通帳
ii 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者 [例] ・理容店・美容室 ・タクシー ・昼間営業の飲食店 等 (時短営業の要請外)	・個人顧客との継続した取引※2を示す帳簿書類及び通帳・事業を営んでいることを示す書類	① 個人顧客と継続した取引(毎月複数回)が行われたことがわかる売上台帳等 ② ①の取引に係る現金等の出入りがわかる通帳 ③ 久留米市内で事業を営んでいることがわかる書類 (商品・サービスの一覧表+店舗写真+賃貸借契約書(又は登記簿)) など(許認可書で代用可)
iii 上記iiの事業者へ商品・サービスの販売・提供を行う事業者 [例] ・清掃事業者 ・卸・仲卸事業者 等	・商品等の販売・提供先がiiの事業者であることを示す書類 ・iiの事業者との反復継続した取引※1を示す帳簿書類及び通帳	① 販売・提供先の商品・サービスの一覧表、店舗写真が分かるホームページ ② 販売・提供先と複数回取引が行われたことがわかる受注伝票、売上台帳等 ③ ②の取引に係る現金等の出入りがわかる通帳 など
iv 販売・提供先を経由して、上記iiの事業者へ商品・サービスの提供を行う事業者	・提供先との反復継続した取引※1を示す帳簿書類及び通帳 ・提供先とii事業者との反復継続した取引※1を示す書類	① 提供先と複数回取引が行われたことがわかる受注伝票、売上台帳等 ② ①の取引に係る現金等の出入りがわかる通帳 など ③ 提供先の商品・サービスの一覧表、店舗写真が分かるホームページ など

※1 2019年及び2020年の対象月同月のそれぞれの期間において複数回の取引を行っていること(契約形態等により1回の取引がその事業の主たる取引となっていれば、それを示す「帳簿書類、通帳」でも可)

※2 毎日複数回の取引を行っていること